

萩市子どもの居場所づくり支援事業補助金

1. 事業趣旨

萩市では、家庭や学校に次ぐ地域の居場所として、団らんを通して子どもも大人も安心して過ごすことができるように、食事提供（子ども食堂）、学習支援、相談事業といった「子どもの居場所づくり」に取り組む民間団体に対して、安定的・継続的に事業が実施できるよう、予算の範囲内で補助を行います。

2. 補助対象事業

- ①食事提供（子ども食堂） ※弁当配布も可
- ②学習支援
- ③相談事業

(1) 上記事業を年間あわせて12回以上実施すること。うち①**食事提供は年間3回以上実施すること**。

(2) 参加児童やその保護者等の相談に応じ、必要に応じて適切な相談支援機関を紹介すること。

(3) 常駐できる責任者を配置すること。また、責任者とは別に、活動の補助等ができるスタッフを1名以上配置できる体制とすること。

(4) 原則、18歳未満の子ども利用が、おおむね5名程度見込めること。

(5) 居場所を必要とする児童を広く受け入れ、補助対象団体が実施する事業の利用児童や会員等特定の者に受入を限定しないこと。また、事業実施時には、毎回、チラシの配布・掲示やホームページ等により、広く周知を行うこと。

(6) 事業の実施中や帰宅時等において、子どもの安全管理に十分配慮すること。

(7) 食事を提供する事業に当たっては、衛生管理や子どもの食物アレルギーの有無等に十分配慮すること。また、「食育」促進の観点に配慮すること。

(8) 生ものなど、食中毒を起こす危険性がある食事の提供は避けること。

(9) 実施について、地域住民の理解と協力を得られること。

(10) 利用料を徴収する場合は、食事の提供等に係る実費等の低廉なものに限ること。

(11) 事業の趣旨を踏まえ、継続した取組とすること。

(12) 営利を目的とした事業でないこと。

(13) 政治的活動又は宗教的活動を目的とした事業でないこと。

(14) 特定の技能の向上を目指す教室事業や、競技目的のための事業でないこと。

(15) 法令及び萩市の条例、規則、その他の規定を遵守すること。

3. 補助対象団体

市内で子どもの居場所づくりに取り組む民間団体

- ① 市内に活動拠点があること
- ② 組織及び運営に関する事項を定めた会則、規約等があること。

[補助対象外となる団体]

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号第2号に定められた暴力団又は暴力団と密接な関係のある団体
- ② 宗教的活動又は政治的活動を主たる目的としている団体

4. 補助金額及び補助対象経費

①整備費支援

新たに居場所を立ち上げる場合や、実施頻度を増やすなど規模を拡大する場合に、備品購入費等を補助します。

【補助金額】 1カ所につき20万円（上限額）

【補助率】 10/10

【対象費目】

費目	内容
消耗品費	単価が1万円未満の物品購入に係る費用
工事請負費	拠点とする建物の修繕や改修に係る費用
備品購入費	1万円以上の物品購入に係る費用

②活動費支援

安定的、継続的な事業実施のための事業費を補助します。※上限3年間

【補助金額】 1カ所につき年間12万円

【補助率】 10/10

【対象費目】

費目	内容
報償費	ボランティアや講師等に対する謝金
消耗品費	単価が1万円未満の物品購入に係る費用
印刷製本費	チラシ・ポスター等の印刷製本に係る費用
通信運搬費	事業に伴う郵便、配送・運送に係る費用
使用料	取組で使用する会場や器材等の使用料
食糧費・原材料費	取組で使用する食糧・食材料の仕入れ、購入に係る費用
保険料	取組の開催に伴う行事保険の加入に係る費用

<補助金の減額や返還について>

予定していた実施日数に達しない場合は、補助金を返還いただく可能性があります。天災や感染症対策等により、やむを得ず実施できない場合においては、実施日数としてカウントできます。上記事由により実施できなかった場合は、必ず子育て支援課にご報告ください。また、やむを得ず中止になった場合でも、準備のためにすでに支出した費用については、補助の対象となります。ただし、未使用金については返還の対象となりません。

<補助金の支払い>

補助金は全部または一部を概算払いします。概算払いした補助金は、実績報告後の確定額により精算します。

5. 補助対象期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

6. 応募方法

<提出書類>

- ① 交付申請書（第1号様式）
- ② 事業計画書及び予定収支計算書（第2号様式）
- ③ 団体等の規約・会則、役員名簿
- ④ 団体の概要や事業内容が分かる書類

令和5年5月31日までに萩市子育て支援課へ提出

7. 補助団体の選定方法

申請書の内容について、必要に応じて市のヒアリングや実施場所の現地確認などを行った上で、市の審査会において、書面審査により、公益性、こどもの居場所づくり事業の趣旨及び要件への適合性、事業の効果、計画性（実現可能性）、継続性、公開性、収支の妥当性など総合的に判断し、補助の採否を決定します。